

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ（第5回）議事録

令和5年1月13日（金）
15時00分～17時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）大木委員、近藤委員、島田委員、長沼委員、福島委員、真嶋委員、松岡委員（計7名）

（文化庁）圓入国語課長、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

資料1 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ（第4回）議事録（案）

資料2 ヒアリング 福島委員資料：政策文書で示された目的を達成するために参照できる CEFR-CV の概念

資料3 「日本語教育の参照枠」補遺版の構成（案）

〔参考資料〕

参考資料1 政府の日本語教育に関する法律、方針、施策

参考資料2 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方

参考資料3 「日本語教育の参照枠」（報告）

参考資料4 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事（1）について、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するヒアリングを行った。
- 3 議事（2）について、「日本語教育の参照枠」補遺版についての検討を行った。
- 4 審議の内容は以下のとおりである。

○島田座長

定刻となりましたので、ただいまから第5回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は、遠隔による審議となります。円滑な進行の観点から、御発言いただく際には、お名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いします。事務局側のカメラは定点設置となっており、発言者の顔が映らない場合があります。傍聴者の皆様におかれましても、御理解をお願いいたします。

なお、本日は、今年度最後のワーキンググループとなります。ワーキンググループは今年度と来年度の2年を予定しておりますので、ちょうど折り返しに当たります。本日もヒアリングを1件予定しておりますが、その後は、来年より内容の検討に入ります「日本語教育の参照枠」補遺版の構成（案）について御検討いただくことになっていきますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、議事に入る前に、事務局から定足数及び配布資料の説明をお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

定足数及び配布資料の確認をいたします。本ワーキンググループは、委員3名、協力者4名の合計7名で構成されており、本日は全員御出席いただいております。したがって、定足数を満たしていることを報告いたします。

配布資料は以下のとおりです。資料1「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ（第4回）議事録（案）」、資料2「ヒアリング福島委員資料：政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念」、資料3「「日本語教育の参照枠」補遺版の構成（案）」、参考資料1「政府の日本語教育に関する法律、方針、施策」、参考資料2「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方」、参考資料3「「日本語教育の参照枠」（報告）」、参考資料4「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」です。以上となっております。

○島田座長

次は議事録の確認です。資料1の議事録（案）につきましては、御確認いただきまして、修正の必要がある箇所がありましたら、本日より1週間をめどに事務局までお知らせください。なお、最終的な議事録の確定につきましては、座長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議事に入ってまいります。まず、議事（1）「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するヒアリングについてです。本日はまず、福島委員より、政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念について御発表いただきます。それでは、福島先生、よろしくお願いいたします。

○福島委員

早稲田大学の福島と申します。よろしくお願いいたします。では、「政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念」と題しまして、発表いたします。長いタイトルだと思われる方がいらっしゃると思いますが、これはこの後に議論されます構成の部分、このワーキンググループの最終的な目標の目次の一部を取ってきたものです。本日の発表の目標となりますが、この後に話し合います補遺版の構成を考えるに当たり、そもそもこのワーキンググループが何の目的であるのかということ、もう一度確認してはどうかということ、島田先生等と話し合いまして、来年に向け少し整理をしてみてもどうかということで、今回お話をいたします。

もちろんこのワーキンググループはCEFの研究発表会でもありませんし、日本語教育のリソースを紹介する場でもなくて、タイトルが示すとおり、「日本語教育の参照枠」の補遺版を検討するものです。その目的は何かというと、政府の方針を実現するために、CVのどのようなことが参照できるのかということを検討することが目的となっております。本日私がお話しするのは、発表タイトルにある「政府文書で示された」と書いてあるところですが、政府文書とCEFの補遺版をつなぐ部分を提案して、その後の議論に続けていければというふうに考えております。なお、本日、このような趣旨ですので、できるだけ政府文書の言葉とCVのみの引用で発表したいと思っています。ただし、一部私の考えが入る部分については、明示的に示してからお話をしようと思います。

まず、政府文書につきまして、これはいわゆる「総合的対応策」についてです。この文書は詳細で広範囲にわたるものでして、本日は、これを使うというよりは、その後、政策のビジョンが示された「ロードマップ」の方を使いながらお話をしたいと思っています。ここにも書いてありますが、この総合的対応策についても、ロードマップを踏まえて作ってあるということですので、重なるところもあります。本日はこちらのロードマップの方を使いたいと思います。

私が参照しているものが見えにくいかもしれませんので、皆様方は見えにくい場合、参考資料1によく見えるバージョンがありますので、そちらを見ていただければと思います。こちらのロードマップですが、

読みますと、「外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを示し、それらを実現するために取り組むべき中長期的な課題として四つの重点事項を掲げ、それについて今後5年間に取り組むべき方策等」が書いてあります。最初に書いてあるのは外国人の状況です。非常に増えてきているということが書かれていて、なぜロードマップが出されたかという、これまでの施策は短期的な課題の対応にとどまっていたので、長期的なロードマップを示して取り組んでいこうというのが、このロードマップの趣旨となります。5年間ということですので、かなり具体的なことが書かれています。

これが三つのビジョンとなります。まずは「安全・安心な社会」を作ることです。もう一つが、「多様性に富んだ活力ある社会」、もう一つが、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」です。本日、CVの概念を検討しなければいけません、この概念を考えると、この三つのビジョン、政府のビジョンとどのように似ているのか、どのように取り入れられていくかということで、これら「安全・安心」、「多様性」、「活力」、「個人の尊厳」、「人権」という概念も、政府が提示している概念ですので、これとCVが提示する概念がどのぐらい接合可能なのかということも重要な観点になるかなと思います。

「安全・安心な社会」ですが、読みます。「これからの日本社会を共に作る一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会」。「多様性に富んだ活力ある社会」は、「様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会」。「個人の尊厳と人権を尊重した社会」は、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」です。こういった概念、例えば、「包摂」であるとか、「参加」とか、こういった概念も全て政府が実現すべきビジョンとして示されている概念であるというふうに考えます。ですので、今回私たちがCVを使ってやっているのは、単に日本語が使えるという目的ではなくて、このビジョンを達成するためにあるものだというふうに文脈化することができるかと思っています。例えば、日本語が使えるようになって、モノリンガルとか、モノカルチャーの多様性が失われていくような日本語施策のビジョンというものではないということです。日本語使用だけではなく、このビジョンを共有しておくということが重要かと思っています。

このビジョンを達成するために、四つの重要事項があります。このポイントは、細かくて見えにくいと思いますが、ここに「日本語教育の参照枠」が入っています。先ほどのビジョンを達成するために、様々な施策があり、その中で参照枠はそれらの基盤になるものと思います。様々な施策、こちらには多言語施策もありますし、日本人に対する施策も入っています。そういったものを総合的に取り入れた中でこういったビジョンを実現するわけですが、その中で私たちがやっているのは、この参照枠、その中でとりわけ今回CVをどうやって取り入れていくかという観点になるかと思っています。

読んでいて面白いと思ったのは、「共生社会の基盤整備に向けた取組」というのがありますが、これは日本人に対する働きかけなども入っています。JICAの海外協力隊は、そういった事業を通じた人材育成、いわゆる日本の多言語化、日本人の多言語化というようなことにつながるでしょうし、あるいは、いわゆるグローバル人材、外国語教育施策も考え合わせると、より総合的なものが見えてくると思います。

ここでお示ししたいのは、こういったビジョンを達成するために多くの施策が行われていて、我々がいるのはこの日本語教育参照枠の一つだということです。少し本日の発表の結論を先に申し上げますと、こういったビジョンを達成するために、このような社会を達成するための言語状況は何なのか、あるいは言語能力は何なのかということを考えるときに、今回、CVに加わったメディアーション、複言語・複文化能力、あるいは異文化間能力、こういったものは参照できる概念ではないかということをお示し申し上げます。

こちらは「日本語教育の参照枠」の教育観ですが、既に参照枠の中に取り入れられている概念もありますので、今後の仕事は、更にCVを加えて、こういったものに膨らませていくのか、どのように加えていって、参照枠をより豊かにしていくかというものが今後の仕事になるのかなと思います。

ここまでの政策文書の背景なのかと思います。ここからは、先ほどのお話に加えて、CEFのCVとの関連についてお話をしたいと思います。本日取り上げましたのが、2章のKEY ASPECTSというところです。この章は、CVがどんなものかということを含括的に説明しているところです。ここに赤字で書いてあるところが、新しいところかと思っています。青く書いてあるところは、既に日本語教育参照枠に取り入れられているところだと思いますので、この部分については少し飛ばしながらやっていこうかと思っています。CEFのCVはどんなものかということの説明するときの包括的な章であるCHAPTER 2を使って、参照できるCEFR-CVの概念について考えていければというふうに思います。

まず、KEY ASPECTSに書いてあることです。言語は、社会的、教育的、職業的領域における機会や成功の手段であると書いてありました。そして、全ての市民の権利として、質の高いインクルーシブ教育に貢献するものであると。民主的シティズンシップ、社会的結束、異文化間対話を促進するような、首尾一貫した、透明で効果的な多言語教育のための道具としてCEFRを使用するということが書いてあります。

これは今、CVから取ってきた文言ですが、この文言と先ほどの三つのビジョンを合わせてみても、非常に相通ずる概念があるのかと思います。最初の「手段である」というところは、私たちは、言語を扱っていますが、それには目的があって、三つのビジョンを達成するための「ツール」であるという点です。もちろんある現場では日本語が上手になるという目的があってもいいわけですし、給料を上げたいとか、出世したいとか、そういうことがあってもいいかとは思いますが、このWGでは、言語教育は、この三つのビジョンを達成するための手段であると考えられます。

CEFにおいては、インクルーシブ教育というのが、「安全・安心」な「包摂」というものにもつながりますし、シティズンシップとか、こういった社会的結束性のある社会にいるということで、「個人の尊厳と人権」も守ることができます。そういった形で、欧州評議会の掲げているビジョンと、政府文書が目指す共生社会のビジョンというのは、非常に近いところがあるものというふうに考えます。

私は言語政策が専門で、言語政策と言語教育の話をすると、分かりにくいとよく言われることがありますので、ここで、少しだけ補足をしたいと思います。社会政策と言語教育、結局、何でつながっているのという話なのですが、これは福島言葉ですので、補助線として聞いていただければと思います。

こういった三つのビジョンが示されているわけですが、言語教育が何かの目的のためにあるというときに、安心・安全な社会であったり、活力があったり、人権が尊重されるものというのがありますが、さらにこの目的は何かと追求していきますと、それぞれの人の幸福であるというような考えが一つあります。ですので、こういった施策は、包摂や参加、尊厳というものも、政府がそれぞれの人が幸福を追求できるインフラとして提示するビジョンであるかなというふうに思います。

ただ、幸福の実現を基盤に置いたときに、全ての人が幸福になりたいということを肯定するわけですが、必ずそのときに利害の対立が起きるわけです。みんなが全部欲しいというわけにはいきません。ですので、お互い隣の人とシェアをしたりすることになる。いわゆるそういった利害の対立があって、誰がどれだけ取るのかという問題が出てくると思います。ですので、この利害対立を管理する方法というのがあります。これが二つあるとよく言われます。一つは、「力による管理」です。もう一つが、「言葉による管理」というふうに考えます。力による管理というのは、まず一つは暴力です。私が欲しいと言って、隣の人に暴力を振るって取ってしまうというようなことです。これは今様々なことが起きていますが、基本的には認められない。暴力で相手を支配する、利害を確保するというのは認められない。これはよくはつきり分かることですが、力の管理は、政策やイデオロギーやルールを強制するというようなことも暴力、力による管理です。例えば、習慣や慣習など、あるいは文化と言ってもいいですが、それも強制するというのも、ある意味で暴力、力による管理かなというふうに思います。例えば、ここは日本なのだから日本語でしょう、日本文化だからこうしましょうねということを、何の理由も示さずに強制していくというのは、こちらの方の力が強い場合は、力による管理の方に入るのかなと思います。

一方で、言葉による管理は民主主義のルールなのですが、先ほどの政策ルールや慣習についても説明をして、それについて了解してもらおう。了解というのは、分かったというのと納得感というのがあると思うのですが、納得して合意をするという局面があれば、それは言葉によってルールが出来ていくということです。例えば、ここのビジョンの中で活力ある社会を作っていくというのは、新しいものを生んでいくというイメージですので、そういった創造性を作ることができるというのが、この言葉による管理ということかなというふうに考えます。ですので、何らかの強制がある社会というものは安全・安心ではありませんし、当然、個人の尊厳や人権が尊重はされていません。言葉による管理という民主主義の原理を取ることによってこういったビジョンはつながっていきますし、日本も民主主義国として言葉が重要であると言えるのかと思います。ですので、一つの観点として、利害対立を管理するための言語行動として、「了解」、「合意」、「創造」があるということが、根底のところにあるのだというのが、一つの考えとしてあってもいいのかなと思います。その上で「社会参加」、「自己実現」といった概念が出てくるのかもしれませんが、やはり言葉がなぜ重要かという点におきましては、一緒に暮らしていくときの利害関係というものがある。当然、言葉・文化の違う人がやってきたときには、お互い窮屈な思いをする、お互い嫌な思いをするというのが前提にある。その中で多様性を認めて、一緒に暮らしましょうということをやっている、その中で言語が必要だという流れで導出されてくるのかなと思います。その中で、言語教育に携わる者は、そういった言語環境を整えているのだということが分かれば、おのずとどういった方向で行くのが分かるかと思えます。

CEFの方に戻ります。最初の2.1、目的です。これも青文字が見えますので、既に参照枠の方には取り入れられている考えかと思えます。CEFは学習、教授、評価のものであるということは何度も言われています。よく評価がクローズアップされますが、学習にも教授にも使えるものです。私たちが提示しているのもそういったことです。社会的存在としての学習者、行動中心アプローチ、Can doです。これも既に参照枠に取り入れられていることだと思います。先ほどの「個人的な幸福」といったものを考えたときに、やはり個人を中心としていく。その人にとって幸福が何かというのは、正直言って分からない。さらに社会的な関係の中に幸福というものが出てくるので、そういった、あなたがどういう存在なのかということを経験として考えるというのは非常に重要なことかと思えます。あと、これは前のCEFからもあったと思いますが、CVにおいては、ニーズ分析において現実のタスクと向き合うというようなことも、少し強めに書かれているのかと思えます。これは正に社会的存在、本当に人間はある種、唯一無二の存在なので、そういったニーズに基づいた言語行動をデザインできるようにしましょうというような形です。そのためのCan do、何が出来るかということ、それぞれの人に応じて考えていくということだと思います。これは教育改革を推進するためのツールで、標準化のためのものではないというのは、何度も言われていますし、この考え方も「日本語教育の参照枠」は引き継いでいくものではないかと思えます。

2番目ですが、これは「行動中心アプローチ」です。これも繰り返すことになるかと思えますし、既に参照枠にかなり入れられていると思えます。赤くなっているところは、補遺版の方で強調されているところかと思えます。これも繰り返すになりますが、CEFというのはコミュニケーションのための「手段」として捉えていますということです。「言語使用者」として捉えるというのは以前もありましたが、多言語・多文化的存在であるということで、全ての言語資源を使っていくというような観点です。さらに、「協力的に課題を行っていく」、「意味を共同で構築していく」というのは、今回、CVでかなりはっきり出てきた観点です。

先ほどの三つの観点の中で、多様性に富んだ活力ある社会、この観点のところにもあったのですが、この違いを「強み」として捉えると書いてあります。ですので、違いがある人が一緒に新しい価値、活力を生んで新しいものを作っていくということに関して、協力的に課題を行う、あるいは、さらに、一緒にやるだけではなく、意味を共同で構築していく、お互い新しいものを作っていくという観点が強く出ていて、

これはメディアエーションのところに強く書かれていると思いますが、これは正に多様性に富んだ活力ある社会に必要な言語活動の一つではないかと思います。

続きまして、「複言語・複文化能力」です。こちらもこれまでの発表でどうやって取り入れていこうかということで議論されてきたと思います。説明が様々書いてありましたが、複言語主義は、個々のユーザーの、学習者のダイナミックで発展的な言語レパートリーであって、一つの言語レパートリーであり、非常に個人的な観点から言語を見ていることが分かると思います。こういった能力をどう保証するかを考えたときに、ヒントになるのはロードマップの三つの観点でして、多様性、違いを「豊かさ」だとみなすということであれば、日本語教育によって違いを消すという観点ではなくて、違いがあるものをつないでいくという概念に近いのです。その中で複言語・複文化能力が現れてくる。正に技術として、あるいはある種のスキルとしても考えられるかと思いますが、そして、それぞれの言語や文化が尊重されるということは、ある種の尊厳や人権を守ることにもなりますし、そういった尊厳が守られた社会において存在できるということは、安心なものにつながっていく。ですので、こういった多様性の中で一つのを共同で作っていくという観点の中で、複言語・複文化能力というのは文脈化が可能なのではないかと思います。その中で今回出てくる大きな観点は、「仲介」ではないかと思います。文化については欧州評議会がいわゆる複言語・異文化間教育のカリキュラムのガイドを作り、大木先生が発表されましたようなCARAPがあったり重要な観点になっています。これも、共に暮らしていくためには、言葉だけではなくて、文化差というのが大きな要因になってきますので、これを取り入れていくということは重要なことではないかと思います。

能力記述文、2.4に進みます。このフレームも取り入れられているところだと思います。また、General competences、一般的能力というものも参照枠の方に入っていると思います。これは言葉だけ出来ても、一緒に暮らしていくためには足りない。「知識」や、「実存的能力」といったものにも配慮しないと駄目だというのは、先ほどの三つの観点と合わせながら考えていけば、おのずと出てくる能力観かだと思います。今回、追加の観点があつたのは、「コミュニケーション言語活動のマクロ的機能」というところです。これには、「創造的、対人的な言語使用」、「取引的な言語使用」、「評価的、問題解決的な言語使用」というのがあり、それぞれ受容、産出、やり取り、仲介のカテゴリーがあります。今回、仲介の中で、「コミュニケーションの仲介」、「テキストの仲介」、「概念の仲介」というものが入っていたと思いますが、これに対応しています。これが重要であると思ったのは、先ほどのビジョンとの関係で、主に今までの言語教育というのはトランザクショナルな、取引的な言語使用というものが中心的にあつたのではないかなというふうに思います。例えば、「評価的、問題解決的な言語使用」は、先ほどの新しい価値を作っていくとか、共同で何かをやっていくというような記述が例えば概念の仲介にあります。活力ある社会というものを作っていくためには、こういった言語使用が必要です。「創造的・対人的な言語使用」は、働くだけではなく、物を作ったり、共に暮らしていくという人間の言語使用につながり、こういったものも取り入れられているということは、非常に面白い概念だなというふうに思いました。

続きまして、2.5の仲介は、ワーキンググループの中でどう取り入れようかということで、今後も議論が続いていくのかなと思います。仲介には、受容、産出、やり取りを「組み合わせる」というような記述もありました。ですので、仲介だけのCandoをもって、どうしようかという、悩むところがありますが、例えばこういった受容や産出ややり取りと仲介を組み合わせることで、先ほどの共同作業とか、新しい意味を作っていくとか、そういったことを考えるときには、非常に有効な考えかなと思いました。

メディアエーションは、「考えの発展、理解やコミュニケーションを促進」するもので、あとは、「意味の共同構築」という概念がありますし、「対話者間の仲介者、メディアーター」という概念も新しく付け加わって、メディアーターを作っていくということもあります。「コミュニケーションや学習に関する仲介」や、

「社会的・文化的な仲介」という形で、文化的なところはCVになって強くなったかなというイメージがあります。今までのCEFにおいては仲介は扱いが少なかったということは、これまでも言われてきていますが、今回この内容が増えたということと、先ほどの三つのビジョンと合わせていくと、非常に親和性の高いCan doなのかなと思います。

これは2章からではないメディアエーションの章から持ってきている図になります。先ほどテキスト、概念、コミュニケーションという枠がありました。これを補足して、三つの観点と併せてお話ししますと、取引的なところは先ほど申しましたが、「多様性に富んだ活力のある社会」を作るために、テキストもメディアエーションしないといけませんし、「評価的、問題的解決」、「共同作業」、「意味の構築」というのはここに書いてあります。概念をメディアエートすると言われても、ぴんとこないのですが、そういった共同作業をするとか、新しい意味、価値を作ると言えば、分かるかと思います。この中で、詳しく見ていくと、「関係性の仲介」、「認知の仲介」、「アイデアを出していく」、「関係性を調整していく」ということは、ここにフレームがありますが、こういった概念も使えると思います。

もう一つ、「コミュニケーションの仲介」ですが、この記述は、先ほどの「個人の尊厳と人権」や「安全・安心」と関わるCan doが多いです。特に3番目の「非常にデリケートな状況や、不和、対立があるときにどうするか」というCan doがここに書かれています。ですので、安全・安心な社会や個人の尊厳を守るために、それを言語でどのように調整するかというのは、「コミュニケーションのメディアエーティング」の方にあります。最初の「Facilitating pluricultural space」というのは、そういった環境をどう設定するか、あるいは、メディアエーターとしてどのように振る舞うか、これは文化や言葉が違う人の尊厳をいかに守り、どのように安全な安心な社会を作っていくかということ言語活動として表現している記述が幾つかあって、それぞれのCan doの中にもキーとなる「同意」や「合意」、様々な概念があると思います。これらのCan doの中にも、三つのビジョンを実現するための言語活動というものがあるかと思いました。

続きまして、レベルです。レベルは大々的に導入されているかと思いますが、あまり長くは話しません。一つ、Pre-A1というところで、日本のCEFR-Jが取り上げられていて、大きな実績です。次にプロファイルですが、これも新しくはないかもしれませんが、少し付け加わった部分があるので、書いておきました。これには、図があって、1人の人間の言語活動があって、人によって違います、社会的存在ですので、違いますということかと思います。ここに書いてあるのは、言語活動、話したり聞いたり読んだり聞いたりするというものを、それぞれが選んでくださいということです。この図の丸はレベルで、それぞれ適切なレベルのものがああります。それぞれが必要な言語の形というのは、レベルによっても凹凸がありますし、人それぞれが違いますというような観点です。これはそれまでのCEFの部分的な能力なんかでもありましたので、プロファイルという形で見えやすく分かりやすく提示されたかと思います。

これは一つの言語のプロファイルですが、次の図が「複言語のプロファイル」で、これも様々な言語があって、技能別に違うので、部分的な能力を認めていきたいと思いますということが明示的に書かれていて、これを積極的に評価していくという考え方です。これも先ほどの複言語・複文化能力などを評価するために、こういったアウェアネスというような形で出していく方法もあるかと思います。また、「誰もが不均一で部分的」なのだということが書いてありますので、必ずしも全部をC1に持っていかなければならないということではなくて、バランスが取れていないといけないということもありません。「家庭環境やニーズや教育や職業能力など」によって不均衡なものが自然なものであるという考え方になるかと思います。

続きまして、例示的能力記述文です。これは、CVの記述文は、「関係する文脈に適した基準を開発するための情報源」ということになっていますので、それ自体を使ってもらうということはあまり想定されていません。「新しい可能性を開くことであり、決定を先取りすることではなく、批判的な使用が望まれています」。今回のワーキングでも、能力記述文がそれぞれのコンテキストに書き換えられている例があった

かと思えます。これ開発するための情報源として使われていた例だと思えます。

次に、例示的記述文の使用ですが、CEFR-CV、あるいはCEFは、「カリキュラム、教育及び評価の開発を支援」するもので、記述文を選び様々な形を工夫して作っていかないといけないということです。また、「評価の基準」にも使えるということで、コミュニケーション言語活動は「実生活のタスク」、コミュニケーション言語能力は「産出の質」とCVでも書いてあります。これは、国際交流基金のJF日本語教育スタンダードの中にも取り入れられていて、この「JFスタンダードの木」の図の上の方が言語活動で、下が言語能力ですが、言語を使って何をするのか（言語活動）ということと考えたときの、言語能力との関係性をよく示しています。つまり、何かをする（言語活動）ときに、どのような質（言語能力）でやりますかというような観点です。例えば、プレゼンは何となく出来ているが、言語的に足りないということの評価するとき、この言語能力の質の部分を評価の観点に使えるということが書いてありました。また、使用に当たっては、「簡単なもの」と「複雑なもの」を作ってはどうかということがあり、これもJFスタンダードには書いてありますが、学習者や保護者や雇用者は「簡単なもの」を提示し、分かりやすくする。一方で、カリキュラム設計者、教師は、もう少し「詳しいもの」で対応していくということについての使用法も書いてありました。

以上が私からの発表です。まとめますと、「政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念」についてですが、まず、「日本語教育は社会政策の手段」であるということです。民主的シティズンシップ、結束性、異文化間対話、あるいは共同作業、意味構築、価値観の創出といった概念、また、仲介、異文化間能力、こういった概念は三つのビジョンを達成するためにも使えるのではないかと思います。複言語・複文化能力も、多様性や個人の尊厳、安全・安心を保証するものであるというような形で文脈化出来るかと思いました。

次は、「学習者のニーズに合った現実的な言語活動を可能にする教育」ということで、プロフィールのカスタマイズ、不均衡、部分的、個別的、こういった概念も今までも取り入れられてきたとは思いますが、使えるかと思えます。創造的・対人的、取引的、評価的・問題解決的な言語使用というのも、言語使用と三つのビジョンを考えるとときに有効な概念ではないかと思いました。

最後、「能力記述文の使用」につきましても、カリキュラム、教育、評価の開発のリソースとして、標準や規範ではなく、開発のリソースだということは念頭に置いて使っていくということが概念として取り入れられるかと思いました。これ以外のものもあるとは思いますが、一つの例として提示をしておきたいと思えます。以上となります。ありがとうございます。

○島田座長

長い時間にわたって広範囲な御発表、ありがとうございました。それでは、16時までの時間を使いまして、福島委員の発表に関して質疑応答の時間としたいと思います。福島委員の発表の中では、まず政策文書のレビューをしていただいて、その中で共通した概念を、CEFRのCVとのひもづけをしていただきました。そこで、かなり理念的な部分と現在の「日本語教育の参照枠」の報告の中で扱われているものとの関係性が整理できたのではないかと思います。なぜ日本語が必要なのかということ、利害対立の管理のために、力ではなく、言葉による管理として日本語が必要なのだというところは、大きなメッセージになるのかなと感じました。また、その後の発表の中で、様々な細かい部分に関しては御発表のとおりですので、委員の皆様には質問あるいはコメント等をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○大木委員

JFスタンダードと文化庁の今作っている報告書があり、今日説明してくださった政策文書があります。その政策文書を読んで、JFスタンダードや文化庁の報告書にないところというのはどういうところだっ

たとえておられるかが知りたいのですがいかがでしょうか。

政策文書にはありますが、今までのJFスタンダードや文化庁の報告書の方にはないものが、あると思います。文化庁の作っている報告書はJFスタンダードを受け継いでやっているので、二つはあまり変わらないと思うのですが、今日の政策文書とは、必ずしも同じではなかったと私は思うのですが。

○福島委員

そうですね。ですので、正にこのワーキンググループで補完しないといけないと思います。日本語教育をやるということについて、方向性が今までの文書は示されていなかったのかもしれませんが。ですので、言語がより出来ることによって、三つのビジョンが阻害される可能性もあるわけです。多様性がなくなる、より強いものに従うことになる、安全・安心でなくなるというような危険性も含まれるということもあります。言語教育の中だけでやると、先ほどの部分的能力の肯定ということもありますが、できるだけ伸ばしたい、できるだけバランスを取りたい、何かそういったところに流れるところを、この文書を出し、言語教育が手段であるという形で位置づけることで、整理できるのかなと思っています。今までの日本語教育の文書の中に、そういったことが明示的には取り上げられてはいなかったかなと思います。

○大木委員

特に複文化、複言語のところですが、JFスタンダード、それから文化庁の報告書の方では、その精神が書いてありますが、それが1行ほどで終わってしまっていて、あまり詳しく書いてありません。今の政策の方では、かなり詳しく書いてあると思います。四つの表があり、ロードマップのような形で書いてあって、どのようにするかということまで書いてあります。それが実際に実現されているかどうかは別問題ですが、精神としては書いてあります。JFスタンダードのところでは、相互理解と書いてありますが、どういう意味なのかというのが分かりません。相互理解のためには、受け入れられる側だけでなく、受け入れる側についても触れなければ、相互理解は成り立たないと思いますが、受け入れられる側のことしか書いていないと思います。そこが問題なのですが、今日の政策のところでは書いてあります。そこが大きく違っていたのではないかと思います。

○福島委員

そういった意味では、メディエーションという概念も、相手側というものは非常に大きく関わっているところなので、そこを中心に、複言語・複文化能力も併せて議論されるべきかと思っています。

○大木委員

特に包摂という概念が出てきたので、余計気にかかってしまいます。包摂というのは、対等になるということですが。今までの私たちがやっているのは、受け入れられる側に対する教育を考えているだけで、受け入れる側はどうするのかというのがはっきりしていません。しかし、今日の政策文書では書いてあります。この点は大事だと思います。

○島田座長

ありがとうございます。今の議論、恐らくほかの委員の先生方も御意見、コメントおありになるかと思いますが。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

○松岡委員

同じかずれるかはっきりしないのですが、「日本語教育の参照枠」の中にどこまで入れるか、「日本語教

育の参照枠」とは誰が読むためのもので、誰のCan doなのかによって変わってくると思います。これは、学習者のCan doを出しているとは私は受け取ったのですが、受入れ側の日本人側、日本にずっと住んでいる側が、何が出来たらいいのかというCan doというのは、重なる部分はもちろんあるし、仲介に関しては、むしろ受け入れる側の方がきちんとやらなければならないと思っていますが、それをこの参照枠の中にどのように入れるかというのは少し難しいという感じはしています。

あと、10枚目のところに、利害対立の管理の中で力と言葉ということを経験が挙げてくださったのですが、この中で言葉による管理で創造というのがあるのですが、ここで言っている創造というのは、例えばどういうことがあるのか教えていただけますか。

○福島委員

対立があるから新しいものが生まれてくるという意味で創造という形にしました。新しいものは多様性から生まれるということで、あえて同じものにしない、複数性というような概念もあると思いますが、対立を必ずしも解消するというのではなく、創造として使っていける、その言語活動がメディアエーションのところにも書いてあるので、そういった意味で、対立はある意味で創造の強力なエネルギーにもなるというふうな概念として書きました。

○松岡委員

分かりました。もう2点よろしいですか。9枚目のところで、CEFRでは民主的シティズンシップというのが出ています。福島先生の個人的な御意見でよいと思うのですが、日本社会の文脈の中で、民主的シティズンシップは、外国から来た方に当てはまるのかどうか。資料の9枚目、KEY ASPECTSの三つ目の丸に民主的シティズンシップという言葉が入っていますが、日本社会の文脈の中で、外国人が民主的シティズンシップという考え方が出来るのかが少し分からないと思ったのですが、いかがお考えでしょうか。

○福島委員

これはもう少し広範囲な活動になってくるかと思いますが、私にとっての言語教育はシティズンシップ教育です。このような文脈もこれから作っていかないといけない。今、日本の土壌の中に、シティズンシップというものがあるかとなると、はっきりあるとは思えませんが、今、日本の学校の中でもシティズンシップ教育が始まっています。ですので、そういったシティズンシップ教育と併せてやっていくべきかと思っています。大木先生がおっしゃいましたが、日本人、受入れ側のシティズンシップ教育も非常に重要です。

○松岡委員

ありがとうございます。あと、11枚目の目的の最後のところに、標準化のためのツールではないということがCEFにも書いてあります。この標準化というのをどう読めばいいのかがよく分からなかったので、これについても教えていただけないでしょうか。

○福島委員

規範を示したり、基準を示したり、全て押しなべて同じものにしたる道具ではないということをお願いしたいのかとは思いますが。

○松岡委員

評価というのは、特にテストという形になってしまうと、どうしても標準化ということに向かって行きがちです。あなたはどれぐらいですか、という道具に使おうという動きが出てきてしまうと思います。標

準化のためのツールではないという宣言が、どういう意味合いで出てきているのか知りたいと思いました。

○福島委員

能力の標準化、共通化というのはC E Fの一つの目的です。そこは否定していないとは思いますが。言語教育の画一化というものを指すものではなく、いわゆるメタ言語のようなものをC E Fは目指していますので、「日本語教育の参照枠」では、共通のものを作ろうという精神はあってもいいのかなと思います。それを使って、同じものにする、多様性をなくすような動きにはならないということかと思えます。

○島田座長

ありがとうございます。御質問ある先生、委員の皆さん、引き続きお願いしたいと思います。

○長沼委員

御発表ありがとうございました。一つお伺いしたいのは、プロフィールの概念が今回のC Vでは少し強調と思っています。ただし、政策レベルとなると、レベルで捉える、学校もいつ、どこまでで卒業させるなど、どちらかというとな画的、水平的な捉え方をしがちになるのかなと思います。

ただ、今回、日本語教育の方で、生活場面であるとか、就労場面であるとか、かなりドメインに従って、より完全なプロフィールの個人ごとのというよりは、もう少しそれぞれの経験領域、生活領域、そういったものを加味したようなものを様々と準備されてきているので、その辺りをうまく使った施策的なレベルでのプロフィールの在り方をどの程度まで今回のメッセージの中に盛り込み、ザ・レベルのようなものにならない方がいいというメッセージが残せるかということについては、いかがでしょうか。ヨーロッパでも、どうしてもレベルの概念に捉えられがちみたいなことを聞いたりするので、プロフィールの概念がもう少し入るといいなと思っています。

○福島委員

すみません、レベルの概念に捉えられるというのはどういうことでしょうか。

○長沼委員

レベルが独り歩きしてしまって、B 1だったらB 1ということで、例えば、検定試験を見ても、基本的にはある一定の全ての技能が、パスしないとそのレベルが認定されない。入国管理でも、このレベルの何らかの能力試験情報を基に在留審査が行われていて、職業領域ごとにレベルが違ったりすることがあると思います。政策決定ではレベルというわかりやすいところに、より注目されがちなのかなと思いますが、例えば、英語教育では、実際には職業で求められるレベルによっても違ってくるとは思いますが、職業で使えるのはB 2というイメージがあります。ACTFLなどを見ると、レベルごとの職業で出来ることリストなどが準備されていて、このような補助資料があると便利かと思えます。そういった個々で出来ることを尊重した学び、プロフィール、能力の在り方をうまく落とし込んでいけたらと思います。

○福島委員

C E Fは評価のツールだけではないと教育と学習の観点で何度も言っていて、その場合、プロフィールという概念は、先ほどの社会的存在があるがために、レベルも技能もそれぞれ別々ということを表していて、学習という観点では、非常に有効なツールで学習観だと思います。学習をして、自分の言語を管理して、社会的存在として様々なところにつながって、出来ることを増やして、社会的環境を変えていく。その中で画一的な形でなくてもよいという、教育あるいは学習のツールとして示せるとは思いますが、あまり

評価に行かないというときに、プロフィールというのはなじみにくいかと思いますが、いかがでしょうか。

○長沼委員

公的な能力証明になってくると、現実的な問題で難しい部分はあります。後半の議論にと思い、発言させていただきました。

○真嶋委員

御発表ありがとうございました。資料6枚目の、重点事項に係る主な取組の四つに大きく分けられていますが、この中の多くの分担が法務省です。文科省、文化庁がやっているのは、ごく一部です。福島先生、その辺りはどう思われますか。

○福島委員

このロードマップよりも、その前に総合的対応策というものがあるのですが、本当に様々なことをやっていて、一つ一つが非常に大きい事業です。ここに挙がっているものは、項目として挙がっているだけなので、その厚さはどうかというところはあります。こうやって見ていると、先ほどの言語に関わるところは全てのところに関わっていきますので、広範囲にわたることなのかなと思います。

私が読んだ限りは、管理というよりは、健康のこと、コロナに関すること、労働のことなど、多岐にわたって書いてあり、中身を一個一個見ていくと非常に大きなことをやっているということもあるので、それはまた別途違う会を求めてやらないと、絵が描けないような印象を受けています。

○真嶋委員

二、三十年前の日本語教育は、やはり留学生の日本語教育だけと言ってもいいぐらい、留学生のことばかり、高等教育を目指してということに力点を置いていたように思うのですが、その場合には、外国人の学習者をお客さんとして見るのか、今回の御発表を聞いて、お客さんではなくて、共生社会のメンバーとして一緒にやっていくためにどうしましょうかということがよく表れていて、日本社会はこれからいい方に変わっていくだろうかと、どきどきはらはらしているところです。ありがとうございました。

○島田座長

ありがとうございます。日本語教育関係者は、私も含めて従来の日本語教育の責任範囲に引きずられてしまって、その観点から見てしまうので、今日、福島委員が説明してくださったように、国がどういう方向で、どういう政策として出しているのかということ、日本語教育関係者がしっかり理解した上で、どこに向かっていくのかということ、考えをアップデートする必要があるのかもしれない。

○近藤委員

今日の福島委員の御発表で、どこに向かっていくべきかということと、私たちは今その全体像の中のどこにいてというのが非常にクリアになりました。今日の御発表と議論を伺っていて、例えば評価のことが出てきたときに、評価というのは、どうしてもレベル、あるいはそのために標準化をしなくてはいけないというお話が出たかと思います。その点についても、一つの試験ではなくて、フランス語の例になりますが、CEFRを基に、子供、中等教育、大人、職業という全体像のマップ、一人一人、発達段階やライフステージに合わせて受けられるように評価の仕組みが整備されています。一つの試験ではなくそれぞれ言葉を使っていく人たち、そこに一段階文脈化がきちんとされているわけです。

標準化というお話もありましたが、汎言語的、メタ言語的なCEFRを日本語、日本の文脈の中で落と

し込んでいくという作業が「日本語教育の参照枠」の仕事だと思えますし、それぞれの国、それぞれの言語でそういったことがなされています。今度は、「日本語教育の参照枠」を参照しながら、評価、カリキュラム作成、教科書作成、そういった個々の現場で文脈化があり、そのような過程を通してどんどん落とし込まれていく中で一人一人の学習者が日本語を使って幸せに生きていくことを実現するためのサポートが出来るのではないかなと思います。どのように文脈化していくかということ、参照というものがどういったものなのかということ、そして参照するということが自体を共有できるかというのかとお話を伺いながら感じました。

そのような事例はヨーロッパでもあり、それらも参考にしながら、日本の文脈の中でどういうことができるのか、それがまたCEFRに何らかひもづくことができれば、ほかの言語ともつながることができるし、日本国内だけではなく、海外での日本語教育にもつなげることができるので、共通理解を持つということは大切かと思いました。

○福島委員

参照するものではあるが、規範ではないという話はよくあると思います。今お話を聞いていて、様々な標準的な評価のツールがあるのですが、それも道具なのです。近藤委員がおっしゃったように、最終的な評価は個人が握っている。CEFの中では、ポートフォリオを使って、いかに自分の言語学習が管理できるか、評価できるかというところが、ELPを使った評価につながっていくかとは思いますが、自分の言語能力をそういった分野やレベルに分けて評価できて、自分の言語能力をコントロールしていく。必要に応じて、先生に習ったりするかもしれないし、そういった中で参照すべき評価のポイントが必要なので、それを参照し、最後の評価は個人が下す。最後は個人の幸せになるかもしれませんが、そういった中で、きちんとした評価の基準を持てるように、言語の基準の一つのリソースとしてCVを使いましょうということになればよいと思いました。

○島田座長

福島委員、ありがとうございます。委員の皆様もありがとうございます。後半の議論にまたつながっていきたくと思います。前半の皆様からのコメントは、かなり大きな理念的な部分に関するものが多かったと思います。例えば言語活動と言語能力の関係性、CEFR-CVでは枠組み自体が変わっている部分もありますので、「日本語教育の参照枠」はCEFRに基づいて全体像を示している部分もあるので、その辺り、能力記述文をどう示すかなどについても、検討が必要かと思います。

続きまして、議事の(2)「日本語教育の参照枠」補遺版の検討について、に入りたいと思います。来年度からは、いよいよ「日本語教育の参照枠」補遺版の内容の検討と執筆に入ります。そこで、本日の後半は、その構成(案)について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。福島委員からの御発表のとおり、「日本語教育の参照枠」補遺版は、これまで政府が公表した法律、方針、施策で示された目的を達成していくための考え方などを追加して示すということにしてはどうかと考えています。

そこで、一部は既に福島委員から御説明いただいておりますが、まずは事務局より、参考資料1「政府の日本語教育に関する法律、方針、施策」について説明いただいた後、続いて資料3「「日本語教育の参照枠」補遺版の構成(案)」について御説明いただきたいと思います。15分程度の発表になるかと思えます。よろしく願いいたします。

○松井日本語教育調査官

事務局からは、参考資料1をもとに少し話をまとめたいと思います。その後に資料3について御説明をします。まず、資料1の一番初めですが、日本語教育の推進に関する法律というものがございます。こち

らにロードマップでうたわれている様々な考え方が既に出ておりまして、活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持や発展に寄与というところが出ています。その中でも、特に基本理念の丸4、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること、こんなところがうたわれているところです。

そして、国内における日本語教育機会の拡充というところですが、その一番下に、日本語教育についての国民の理解と関心の増進が具体的にうたわれております。大木委員から指摘があった、日本人側がどのように考えていくかということも示されているところです。

同時に、海外における日本語教育機会の拡充というところ、この辺りが国際交流基金のJF日本語教育スタンダードと関連するところです。海外における日本語教育というのは、教師が日本人であったり、その国の先生であったりする中で、JFスタンダードについては、日本人側が海外において日本語を教える場合はマイノリティーの側に立って、そういった中で日本語教育を行うという文脈が少し違うというところで、JFスタンダードでは相互理解というものを掲げているという文脈があらうかと思えます。

その次にありますのが、基本方針と呼ばれるものです。これは具体的な施策を様々掲げたものですが、ここでも共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与がうたわれております。そのほか、ここでは国と地方公共団体の役割分担なども示されています。次のスライドには、国家資格のこと、参照枠のことなど具体的な施策が載っています。その次は福島委員からも御説明があった総合的対応策で、こちらは日本語教育に限らず、様々な施策が掲げられており、その筆頭に円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組が掲げられております。こういうところから、我々は日本語教育の観点から、このような方針等々を踏まえて、どのようにCEFRのCompanion Volumeを文脈化していくかという議論を行っているところです。

続きまして、資料3を説明いたします。これまで複言語・複文化主義、ホスト側はどのように変わっていくか、様々な観点は出ましたが、昨年取りまとめた参照枠活用のための手引の中の、地域日本語教育の事例では、日本語学習支援者が振り返るためのCan-do、分かりやすいやり取りができたかかというところで、ホスト側の日本人の振り返りも促すような学習活動がデザインされた事例があります。今回の「日本語教育の参照枠」補遺版の構成においても取り入れていくべき観点として、委員の先生方から提案をいただいていると思います。そういうところも踏まえて構成(案)として示したものが資料3です。

「はじめに」は、補遺版の構成(案)の目的と対象を示しております。第1章につきまして、福島委員から御説明がありました。政府の日本語教育に関する方針とCEFR-CVとの関係をどのように捉えていくか、ここが第1章になっております。そして、コラム1に関しては、このワーキングの主に前半の方で出ました、欧州評議会のLASLLIAMという文書、成人移住者の言語教育をどのようにやっていくかというのですが、こういったものをコラムで紹介できたらと思っております。

続いて、2章、日本語能力についての広範な捉え方についてです。参照枠の報告でも既に能力の整理はされていますが、さらに仲介、異文化間能力など新たに加えられた部分も含めて、改めて日本語能力をどのように捉えていくべきかということを示していけたらと思っております。第3章では、2章で示した能力観の中で、特にロードマップで示したような方向性を文脈化した日本語教育において、仲介やオンラインそれ以外に取り上げる部分があれば、この点について御意見をいただきたいと思っております。そして、コラム2については、ヒアリングの際に大木委員、長沼委員などから御意見をいただいております、翻訳ツールというものが発展していく中でどのようにこういったツールを使って行っていくか、また、そういったものを使った言語パフォーマンスの評価はどのように行っていくかということもコラムでまとめていけたらと思っております。

続いて、第4章は、言語能力記述文では示さない言語能力と仮に示していますが、特にこちらは、異文化間能力についてどのように考えていったらいいのかということを書き込んでいけたらと思っております。

1、2、3の項目立ては、そのままCEFR-CVの該当ページの項目立てと同じです。ここについてもどのように示していったらいいのかということについても意見をいただけたらと思います。そして、コラム3についてはFREPA、CARAPについてです。何度もこの検討で出てきておりますので、そういった文書の紹介と、寛容的な態度から創造性へというところに至るにはどのような考えが必要なのかということについても、取り上げられたらと思っております。

第5章は言語能力記述文を活用した学習活動と学習環境の設計と評価となっております。こちらにつきましては、様々な考え方、Candoを実際の言語教育の場においてどのような学習活動として実現していったらいいのか、あるいは、教室内、教育現場での学習活動にとどまらない、もっと広い意味での学習環境の設計をどのように進めていったらいいのかということも書き込んでいけたらと思います。そういった中で、先ほど何度も意見が出ております、いわゆるホスト側の異文化間能力などについても書き込んでいけたらと思います。最後ですが、第6章、日本語教育におけるCEFR-CVを取り入れた先進的な事例として、これまでヒアリングを行ってきた三つの事例を取り上げてはどうかと考えております。

また、これ以外にも、日本語教育の現場でこのようなものを取り入れている事例等々がありましたら、ここに御提案いただいて、盛り込んでいきたいと思っております。そして、コラム5については、欧州評議会でも『CEFR補遺版の実践』という冊子が出ておりますので、コラムで取り上げていけたらと考えております。最後は、参考資料でございます。資料3の説明については、以上です。

○島田座長

ありがとうございました。それでは、資料3「日本語教育の参照枠」補遺版の構成(案)について、章ごとに時間を取って検討していきたいと思っております。時間の関係で、まず、2章分ずつ検討したいのですが、「はじめに」と第1章は5分、そして、第2章第3章については10分、4・5章については10分、そして、最後、6章については5分、少し時間が足りないかもしれませんが、各2章分ずつ5分は時間を取ればと思っております。

この内容、方針でよいか、こういう観点も必要ではないかというコメントなどがございましたら、章ごとにコメントいただきたいと思っております。ただ、各章との関係性もございますので、例えば、第4章に、言語能力記述文では示さない言語能力として複言語・複文化の能力、CEFR-CVではこれは言語能力記述文として示されています。言語能力の全体像としては、複言語の能力は図の中に入っておらず、独立して示されていたりするので、第2章、第3章、第4章あたりで、CEFR-CVで示された言語能力の全体像と、現在、「日本語教育の参照枠」で示しているものと、補遺版で示そうとしている部分というのはかなり整理が必要ではないかと感じております。その点は恐らく2章3章4章にまたがる議論になると思っております。それぞれの章だけではなくて、先生方のコメントをお願いします。

○長沼委員

補足説明ありがとうございます。1点お伺いしたいのは、目的に関するところで、今回、日本語教育の促進、推進のための施策を補強するための資料として、CEFR-CVを参照するということが主目的になるのは分かるのですが、それだけなのでしょうか。CEFRの改定の趣旨もあると思うので、それを紹介する必要があるのでしょうか。そもそも「日本語教育の参照枠」が作られたときは、CEFRの考え方を紹介するというところもあったと思うのですが、CV自体の紹介に関しては目的には入らないという理解でよろしいのでしょうか。我々の目的に沿った部分を紹介するということになるのでしょうか。

○島田座長

まず、「はじめに」の目的では、前提として、「日本語教育の参照枠」がベースにあって、それに足りな

い観点をCEFRのCVから補完するというスタンスに立つというのが、本ワーキンググループの大きな立ち位置かと思しますので、そのような形になるかと思いますが、事務局いかがでしょうか。そのような理解で大丈夫でしょうか。

○松井日本語教育調査官

CEFR-CVの全体については、第1章の2、CEFR-CVで補遺された内容でレビューをしていただけたらと思います。続いて、福島委員が御説明いただいた内容を、「日本語教育の参照枠」補遺版として文脈化して示すという流れを考えています。

○長沼委員

ありがとうございます。全体については1章でも示せるといいのかなと思うのですが、先ほども少し議論にあったようにプロファイル的なコミュニケーション観であるとか、コミュニケーションモードでの捉え方など、今回の改定に当たって、今までのCEFRにまつわるような、誤謬までは言いませんが、少し単純な捉え方を、もう少し違う捉え方として示しているのかと思うので、そういった新たなコミュニケーション観、仲介が一番目指すところではあるのですが、それ以外のところのコミュニケーション観も新たに示すということがあった方がいいのかと感じました。

○島田座長

ありがとうございます。今日、福島委員が示されたトランザクショナルな部分とエバリュエーティブとクリエイティブというところは、CVの中で新たに示された大事なモードに関する部分なので、そこがないと、仲介の整理ですとか、能力とストラテジーと活動を整理するのが難しいかと、私自身も感じております。そこは恐らく第2章のところで、いま一度、「日本語教育の参照枠」がどういった言語能力観で考えをまとめているのかということも補足する必要があるのかと思います。「日本語教育の参照枠」、現在のものを見ますと、今日、福島委員が示してくださった、overall language proficiencyのこの図は、評価のところで出てきます。「日本語教育の参照枠」の最初の部分で全体像が示されているわけではなく、評価のことを扱う章の中で出てきますので、オーバーオール言語能力を最初に示さないと、仲介ですとか、そういったことの説明が難しくなるか感じておりました。

第1章が、政府の日本語教育に関する方針を確認することと、CEFR-CVの内容を整理するというのであれば、第1章のタイトルが、今は「政府の日本語教育に関する方針」だけになっていますが、例えば、「方針とCEFR-CV」など、CEFR-CVに関することもタイトルに入れないと、バランスがよくないかとも感じますが、福島委員いかがでしょうか。

○福島委員

私も様々ビジョン達成するためにというのを考えたのですが、かなり個別性が高い中で、いわゆる適用されるドメインが、具体的には学校、家庭、職場、そんな形になっていくのかと思います。総合的対応策でもロードマップでもライフステージ・ライフサイクルというのがあって、言語的には小学校や幼稚園もあったと思います。そういったバリエーションがある中で、日本の環境において、CEFR-CVを誰向けに提示するのかというところが難しいところだと思います。

一般的なことを書いても、小学生や就学前の子供には適用できないと言っていいのかもしれませんが、そういった非常に可用性がある対象に、誰に向けてのものなのかということとどこかに書かないといけないと思います。方針的には大まかなものを出すという感じでしょうか。つまり、CVというのはこういうもので、このように文脈化できますので、ローカルの文脈化はそれぞれ頑張ってくださいというふうに

示すのか、あるいは、もう少し丁寧にやっていくのかというところはどうでしょうか。

○島田座長

今日の議論でその答えは見つけることは難しいので、今日は今年度最後ということで、この構成（案）を見て気になる部分について、書きぶりをどうするのかも含めて様々な意見をできるだけ出すというふうにした方が、来年度につながりやすいかと考えますが、いかがでしょうか。ですので、今、「はじめに」と第1章の部分を見ていますが、少し硬い書きぶりなので、誰が読むのかということも含めて、どうするかということが一つ課題に、福島委員の方から出たと思います。

○松岡委員

全体の構成ですが、「日本語教育の参照枠」補遺版というのは、プラスアルファ版として見せるような形になるのか、それとも前のものと合体させて全体を見せるような形になるのがいいのか、それはどのように考えられているのか教えてください。

○松井日本語教育調査官

「日本語教育の参照枠」はそのままにして、補遺版は追加の冊子で出すという形を想定しています。また、どのような人を対象にして、どのような人に読んでもらうのかということに関しては、参照枠の本冊の方にその説明がありまして、子供についてどうするのかというところは、真嶋先生に執筆いただきましたコラムで整理していただいて、主に成人を対象とすると整理しています。

どのような方に読んでいただきたいかというのは、立てつけは日本語教育に関わる全ての方々ということですが、補遺版の方は、教える側によりフォーカスした内容であると想定しているところです。

○松岡委員

読む側としては混乱すると思うので、合体させた方が受け取る側としてはありがたいと思います。

○島田座長

これも検討課題ということで、来年度に送りたいと思います。では、時間が限られているので、2章3章4章、この部分が参照枠の補遺版としての心臓部分になるかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○大木委員

矛盾をしているというのか、外国人との共生社会を目指すと言いながら、2章3章のところはそれを反映されていないと思います。第2章、日本語能力についての広範な捉え方、第3章、新たに示す能力記述文について、第4章は、「示さない」と書いてあります。長沼先生と私は外国語を教えています、どこを批判しているかというところ、共通参照レベル、言語能力だけを取り上げている。CEFRに基づいて参考にして作っているのに、これでいいのかと昔から批判されているところです。

それで、補遺版が出来たわけです。補遺版には異文化間能力もついています。それがいいかどうかはまた別問題が、見出しの作り方は「示さない」書かなくていいと思います。それから、コラムについてこれは格下げでメインではないので、コラムという言い方も駄目です。

異文化間能力をどのようにするかというとは本質的なことを示すべきです。Can doで示されないことはなく、CARAP（FREPA）では出てきます。あのおりでいいかどうかは問題ですが、問題は、事務局がおっしゃったように、日本人側への説明が必要だということです。外国人で来ておられる方は、既に日本社会で経験しており、経験がない日本人のホストの方が問題です。ですので、ホストに向け

て異文化間能力が必要でどういうことが問題になるかということをはっきり示すべきです。

ですので、3章と4章は書き方を変えて、中身も変えるべきだと思います。きちんとC a n d oを書くべきだと思います。しかし、異文化間能力のC a n d oは、CARAPでもしていませんが、言語能力のC a n d oのように6段階にしなくていいと思います。例えば、JFスタンダードを見てみると、そこが実現されていないので、こちらではきちんとしたC a n d oの形で示すべきだと思います。

では、ホスト側にどのようにそれを教育するかということですが、JICAの22年の報告書に出ています。要するに、社会人になった人に教育するのは難しい。既に働いている人に向かって、それでどのようにするかということ、異文化間能力とか、教育するのは本当に難しいと思います。ですので、これは社会人予備軍になる大学生にするべきことで、そのようにするのだという方針をしっかりと示すべきです。我々としてはこのように考えているという方針を示せばいいのではないのでしょうか。このようなことは、文科省の中高の学習指導要領にも書いてあります。

例えば、第5章のところに、今後はこういうことが必要であるという書き方をするのであるならば、日本語教育と外国語教育の連携が必要で、将来こういうことをやる、そういうことが必要であるということをはっきりうたうべきだと思います。今、外国語教育の方では、高大連携と盛んに言われていますが、日本語教育と外国語教育との連携こそが必要なのではないのでしょうか。将来社会人になる、ホストとなる日本人に対する教育が必要だということをはっきり書けばいいと思います。

これは私たちが作った文法の教科書です。10年前に作ったものですが、これは、フランス語の文法入門書です。サブタイトルはその当時から既にこのようになっていて、複言語・複文化入門となっています。この中に、言語への目覚め教育が練習問題として入っています。ですので、日本語でもこういうものが不可能ではないと思っています。そのためには、だから、能力記述文の形で出しておくべきだと私は思います。一番申し上げたかったのは、世間でどういう批判を受けているかということ、耳に入っていないのでしょうか。

○島田座長

(世間での批判は)十分入っていると思うのですが、やはり言語能力記述文がタイトルに出てしまうことは、私も不思議だと感じておりました。大木委員がおっしゃった2章、3章、4章ですが、C a n d oで示さないと書いているのですが、C a n d oでは示しても、レベル分けはしないということこれまで議論してきたと思います。異文化間能力をA1からC2レベルの6レベルでは示さないが、能力としては取り上げるという議論をしてきたと思います。レベルということと能力記述文で示すということは別問題ですので、その点についても2章、3章、4章で整理が必要でないかなと思います。

CEFR-CVを補遺すると決めた時点で、仲介や複言語・複文化ということを日本語教育の文脈でも考えないといけないということの覚悟はあったと思います。国としてそれをどのように「日本語教育参照枠」の補遺版として出していくのかということ、いま一度覚悟を決める必要があると思いました。

○大木委員

そうですね。ただし、補遺版はあまり参考になりません。異文化間能力、複言語・複文化のC a n d oを作ったと言っていますが、あそこに書いてあるのは、技能だけです。それで、態度の方はどこに行ったかということ、それはメディエーションの中に入っています。ただ、CARAPで言っているメディエーションとは少し違っていますが、よく似ています。CARAPをまねたと言いたくないので、あのようになっているのだと思います。

○島田座長

異文化に対する態度、感受性をどのように受入れ側が身につけていくかというのは大きな課題ですので、それをどのように我々の作る補遺版として入れていくかということは、CVだけではなく、CARAPやほかの異文化に対する態度の研究も踏まえる必要があるかと感じました。少し時間が押しています。最後ですので、その他意見がありましたらお願いいたします。

○長沼委員

先ほど冒頭で発言させていただきましたが、やはり目的によると思っています。今回、施策で共生社会の実現を冠に上げて、そのための引用ということで補遺版からうまく拾ってきてということを見ると、異文化間能力、総合文化的能力、仲介の示し方は大分変わってくると思うのです。

同時にCVが示しているのはそれだけではなく、新しいコミュニケーション観も示していると思うので、異文化異文化の方に行き過ぎてしまうと、大木先生からも御指摘があったように、異文化間能力、複言語能力に関する尺度のように単純なものが少し示されただけで、あとは全部FREPAを見てくださいという感じで、レファレンスとして出されるだけで終わってしまい、言語能力の評価基準というのが前面に出ていて慎重なアプローチを取っていたのかと思います。もしCVのスタンスを踏襲して、そこまで踏み込まないということであれば、それでもいいと思うのですが、そうすると施策の共生社会の部分を強く出し過ぎると、章立てなど様々なものが矛盾してくるというような印象を受けました。その辺りは少し慎重に進めた方がいいというところが1点です。

また、2章のタイトルの広範な捉え方というのは、茫洋としていて、ここで何を伝えようとしているのか。先ほどのプロフィールの考えやストラテジーもかなり今回整理されたので、そういったようなストラテジーの重要性、前回のお話の「ひきだすにほんご」のレファレンス等も示されるようですが、もう少し新たに重要視されるような言語観を、きちんと紹介するような形を取ってもいいのかと感じました。

あと、3章に関して、仲介、オンライン、その他となっています。オンラインというのは確かに重要な要素なのですが、実際にCVではWritten & online interactionとなっていて、四つのコミュニケーションモード、interactionとproductionとmediationとunderstandingみたいなモードがある中でのやり取りのところをきちんと二つに分けて、時代の要請もあって示すということがあったと思います。オンラインとしてしまうと、単純化されている気がするので、その背後のコミュニケーション観まで含められるといいと感じました。最後に異文化に関して、示さない言語能力というのは少し言い過ぎかと思います。一応、尺度にもあるので示してはいるけど、十分には示されていないという感じになるかと思いました。

○島田座長

ありがとうございます。長沼委員、今日最後のワーキングになりますので、感想ですとか、コメントですとか、来年度に向けての意気込みですとか、続けてお願いしても大丈夫でしょうか。

○長沼委員

1年間ありがとうございました。様々と勉強させていただきました。私自身の立ち位置が英語教育というところもあり、少しとんちんかんな質問をしてしまったり、コメントしてしまったりしたかもしれませんが、最後のところ、学習や評価に関する部分も少し5章のところに補足いただけるような書きぶりをしていただけるとありがたいなと思っています。また来年度一緒に、仲介など今回福島先生に整理していただきましたが、すごく魅力的なコンテンツがたくさんありますが、ただし複雑過ぎて、我々もどこをどう使っているか分からないので、うまくその中から抽出して、いい形で示せるといいなと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

○島田座長

ありがとうございました。それでは、続いて、構成（案）に対するコメントと、年度末の御挨拶という形でお一人ずつお願いしたいと思います。真嶋先生、いかがですか。

○真嶋委員

この構成（案）、3章、3. その他の中に何が入っているのか、説明がなかったかと思います。CEFR-CVで人目を引いたのは、手話、sign languageの能力記述文が出ていたことなのです。そこまで含めると、私たちの能力範囲を超えてしまう気もしますが、社会的包摂というときに見逃してはいけないことの一つでもあるということくらいは言及してもよいのかと思っています。

3章の1. 仲介は、先ほど長沼先生、ほかの先生もおっしゃっていましたが、非常に注目されているところなので、1章の中の1節で少し説明して終わりにならないと思います。全体の中でどういう位置づけになるのかということは短く言ってもらってもいいと思いますが、全体を見た感じでは、第6章、日本語教育におけるCEFRを取り入れた先進的な事例で既に発表されているものが挙げられていますが、仲介をもう少し詳しく言う章があってもいいのかなと思っています。

ドイツの様子を見てみると、補遺版は、あれは附属という感じで、軽くあしらわれているのにもかかわらず、仲介だけは別に取り上げられて、教師養成にも使われたりしているようなので、別の1冊にするぐらいの価値がある発展性のあるものだと思うので、来年の議論ですが、どのように扱うかということが気になっています。

この参考文献リストにはCEFR-CVそのものは挙がっていないですが、来年度には日本語版も出ているといいなと思います。それがあれば、用語についても検討が要るかもしれないので、そういうものが参考資料にも挙がるといいのかと思いました。この1年、どうもありがとうございました。勉強になりました。また来年も御一緒できればありがたいです。

○近藤委員

資料3で、全体の枠組みに関してですが、2点ありまして、一つは、松岡先生が先ほどおっしゃったことと重なるのですが、今回は日本語教育参照枠の補遺版ということなので、その二つの関係がどのように示されるかというのが気になっていました。先ほど合冊するというアイデアも出ていましたが、合冊するにしても、そうでないにしても、やはり新しい補遺版の内容が「日本語教育の参照枠」のどことつながっているのかというのが細かく丁寧に提示されることを期待しております。CEFRのCompanion Volumeも、やはりCEFR（2001）という箇所が本当にたくさん出てきて、「ここ」と「ここ」がこのようにつながっているという丁寧な提示のされ方がしてありますし、分冊か合冊かの問題だけでなく、「補遺版」が「日本語教育参照枠」との関係でどのような位置付けなのか、「参照枠」とどのように繋がっているのか、アップデートした箇所、捕捉箇所などが見えやすくなっているといいかと思いました。

2点目は、長沼委員のお話とも関係してくると思うのですが、CEFRのCompanion Volumeは、構成自体がきちんと整理されて、見やすく、分かりやすく、関係性が明示的に示されている部分が多いと思います。その四つのモードもそうですし、コミュニケーション言語活動とストラテジーの関係がそれぞれ分かりやすく、構成で表されているので、その辺りを今回の日本語教育参照枠の補遺版でどのように見せていくのかというところが気になりましたし、楽しみでもあります。

以上が資料3に関してです。最後の御挨拶、感想として、私自身はフランスに住んでいて、フランスから日本を見るという形で、フランスでの状況についてお話をさせていただくことが多かったのですが、日本の文脈が、まずそれ自体が非常に勉強になりました。また、日本の文脈とCEFRの関連性が、今日の福島委員のお話では、整理されていて、その点が非常に今回関わらせていただいて勉強になったことすし、

ありがたいと思っています。

また、Companion Volumeが公開されて以降、現場での文脈化が進められておりますが、例えば「仲介」に関して、フランス語教育では教科書の活動の取り上げられるようになりましたし、真嶋委員のドイツの事例のように仲介に関する研修も行われています。この現場での文脈化の具体的な事例は、「使う側の立場」からは関心が高く、「参照枠」の現場での文脈化を考える上でもわかりやすいと思いますので、その点を意識しながら、次年度も関わらせていただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

○松岡委員

ユーザーフレンドリーなものになるといいなと思っていますので、次年度もそれに向けて活動できればと思っています。よろしく願います。以上です。

○福島委員

ありがとうございます。本日発表させていただいて、様々全体的なものが見えて面白かったですが、構成につきましては、先ほどの目的をどうするかということで変わってくるかなと思います。この参照枠のところ政府の方針を入れて書くとなれば、今日言った三つのビジョンを示すことになると思います。しかし、能力がどのようなものなのか、仲介がどのようなものか、文化がどうなっていくのかという形で、先ほど議論になっている、日本人側のこと、日本人の外国語能力をどうやっていくか、そういったものも入ってくるかとは思ったのですが、そんなに違ったものにしていいのかというのは、今後の議論かと思いました。

あとは、今回、大木先生もおっしゃいましたが、長沼先生、外国語教育の先生がいらっしゃるので、この連携は重要でそういったところも盛り込めるといいかなと思います。来年度以降、そういう話もできればいいかと思います。よろしく願います。

○大木委員

先ほど福島委員のおっしゃったことに引き続いて申し上げますと、フランス語教育は、今、風前の灯です。なぜかという、フランス語は、英語と違って、まず、実用的価値が段違いに下がっています。もう一つは、機械翻訳、自動翻訳、これでほとんど済んでしまいます。今、フランス語を大学で教えられるのは180時間から90時間になりました。そこで出来ることは限られていて、例えば、今までは旅行会話などをやっていましたが、旅行会話なんかもう必要ないのです。スマートフォンで十分間に合います。そうすると、どこに存在価値があるかという、これはやはり異文化間能力なのです。私たちホスト側の日本の大学生がそういう能力をしっかり身につけないといけないということなのです。

英語の方とは少し違っていますが、これからフランス語教育が生き延びていこうとするならば、そのところをしっかりとやらなきゃいけないという意味で、フランス語の先生に喝を入れてあげたいところです。非常にたくさん勉強させていただいて、ありがとうございました。このような考えがはっきり明確になったのは、皆様のおかげです。ありがとうございました。

○島田座長

ありがとうございました。今日は最後の審議となりました。私の方から締め括らせていただきます。本日、委員のみなさまからいただきました御意見を基に、構成（案）を修正しまして、来年度初回のワーキンググループで再度御確認いただきたいと思います。その際には、今後、執筆分担を決めていかなければならないので、その間、研究会など様々な機会での検討を経て、皆様と一緒に作っていかれたらと思います。

私自身も本当に1年間勉強させていただきながら、ここまでやってこられました。また来年度は形にしていく段階ですので、また皆さんと一緒に進めていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

10分超過してしまいましたが、これで本日の議事は終了となります。昨年の6月から5回にわたる精力的な御検討をありがとうございました。引き続きましてよろしくお願いいたします。以上で、これで第5回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

— 了 —